

防犯灯新設等工事費助成金交付申請 Q & A

● 新たに助成対象となった「灯具取替」工事について

Q1.	新たに助成対象となった「灯具取替」工事とはどんな工事ですか？
A.	町内会等の団体が管理する既存のLED防犯灯を撤去し、 <u>同一箇所に新たに同程度のLED防犯灯（契約電力10W以下を標準とする）を設置する工事</u> のことです。 なお、 <u>電気工事業者が施工する場合のみ</u> 助成対象です。
Q2.	現在不具合もなく点灯しているが、「灯具取替」工事として助成を受けられますか？
A.	LEDの寿命を考慮した <u>計画的な「灯具取替」工事</u> も助成対象です。 LED防犯灯は、不具合や故障がなくても、設置から10年程度経過している場合は、寿命が近いことも考えられます。経年劣化等による故障にあらかじめ対応するために、計画的な取替も助成対象としています。
Q3.	LED防犯灯が故障により消灯してしまった場合、申請前に「灯具取替」工事を行い、工事後に申請しても助成を受けられますか？
A.	<u>事前の申請が必要</u> です。故障により消灯してしまった場合でも、工事前にまず申請していただき、審査を経て、 <u>郵送で助成決定の通知が届くのを</u> お待ちください。通知が届きましたら、着工していただいて結構です。 なお、申請から交付決定まで約1～2週間かかります。

● 助成対象となる防犯灯工事の内容について

Q1.	既存のLED防犯灯を修理して、引き続き使用する場合の修理費用の助成は受けられますか？
A.	<u>修理費用は助成対象外</u> です。 LED防犯灯の灯具を修理するよりも、新たなLED灯具一式に取り替える方が長寿命になるとの考えから本市では助成対象としていません。
Q2.	電柱（または小柱）に付いている既存の防犯灯を取りはずして、別の電柱（または小柱）に設置して引き続き使用する場合、助成は受けられますか？
A.	<u>移設費用は助成対象外</u> です。既存の防犯灯の灯具を、別の場所で再利用する工事は助成対象外となります。 ただし、既存の防犯灯の電力契約を解除（廃止）・灯具を撤去処分し、別の場所で新たな電力契約を締結・新品の灯具を設置する場合は、「新設」として助成を受けられます。
Q3.	専用の小柱に設置している既存のLED防犯灯について、このたび「灯具取替」工事を行うが、老朽化している小柱も合わせて建替する場合、助成対象となりますか？
A.	助成対象となります。「灯具取替」に併せて小柱の建替も行う場合は、助成金額の上限が30,000円となります。

Q4.	最大5灯まで申請できるとのことだが、そのうち制限のある2灯の工事とはどの工事のことか？
A.	<p>助成金額の上限が20,000円と30,000円の工事は、<u>単年度につき合計2灯まで</u>が助成対象となります。最大の5灯の申請を行う場合の例として、次のようなものがあります。（二重下線部が制限箇所）</p> <p>例1) <u>新設2灯</u>・灯具取替3灯</p> <p>例2) <u>新設1灯・機種変更1灯</u>・灯具取替3灯</p> <p>例3) <u>機種変更2灯</u>・灯具取替3灯</p> <p>例4) <u>灯具取替（小柱建替をとまなう）2灯</u>・灯具取替3灯</p> <p>例5) 灯具取替5灯</p>

● 電気工事業者等の見積書について

Q1.	1灯ごと（施工場所ごと）、別々に見積書を作成してもらう必要がありますか？
A.	<p>別々に見積書が必要です。<u>1灯ごとに助成金額を算定するため</u>です。</p> <p>複数の防犯灯の工事をまとめて見積もる場合、諸経費や四国電力等への申請費用などは一式で積算する場合でも、<u>1灯ごとに割り振った見積書を作成してもらうように</u>してください。</p>

● 提出書類について

Q1.	事前申請時にも、添付書類として写真が必要ですか？
A.	<p>施工前の状態を確認するため、防犯灯の<u>全景写真が必要</u>です。また、機種変更・灯具取替の場合は、<u>追加で拡大写真が必要</u>です。</p> <p>なお、拡大写真はカメラのズーム機能などを活用し、灯具をできるだけ大きく撮影してください。（電気工事業者等が撮影しても可。）</p>
Q2.	完了届時に、なぜ添付書類として写真(L版)が2枚も必要なのですか？
A.	<p>1枚は<u>工事完了の審査資料</u>として、もう1枚は本市の電灯料金の助成を受ける場合に備えた「<u>登録台帳</u>」（新設の場合は、翌年度改めて申請する必要があります。）に使用します。</p>
Q3.	完了届時に必要な四国電力(株)等発行「ご契約の御礼（ご契約内容のお知らせ）」がまだ届いていません。
A.	<p>電気工事業者等が四国電力(株)等へ申請手続き（または契約変更手続き）を行ってから、3～4週間後に契約者へ郵送されます。</p> <p>完了届提出時に必要ですので、届いてからその他の書類とともに、申請者の印鑑を持参の上、窓口へお越しください。</p>
Q4.	【灯具取替の場合】完了届時に必要な四国電力(株)等発行「ご契約の御礼（ご契約内容のお知らせ）」がまだ届いていません。
A.	<p>「灯具取替」工事で、<u>契約電力のワット数を変更しない場合は届きません</u>。既存のLED防犯灯と同程度の灯具に取替すれば、基本的に契約電力のワット数を変更する必要はないため、工事発注時に電気工事業者等に御確認ください。</p>